

総務建設常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成29年10月19日 午後 3時40分 開会 午後 4時59分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	清田文雄委員長 坂田よう子副委員長 高橋英俊委員 二宮加寿子委員 鈴木京子委員 柴崎 茂委員 関 威國委員
4 傍聴議員	竹内恵美子議員 片野哲生議員 奥津勝子議員 玉虫志保実議員 渡辺順子議員
5 説明員	中崎町長 栗原副町長 笹山都市建設部長 小瀬村都市計画課長 福田都市計画係長 高塚都市計画係主査 由井下水道課長 竹内副課長兼下水道業務係長 服部下水道業務係主事 齋藤総務課長
6 職務のため出席した職員	局長 大槻 直行 書記 波多野 昭雄
7 協議事項	(1) (仮称)大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出事業について (2) 大磯町公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画の報告について (3) その他
8 その他	一般傍聴者 2名

(午後 3時40分) 開会

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 皆さん、こんにちは。定刻になりました。休憩を解いて再開いたします。

ただいまの出席委員は、7名全員でございます。

それでは、これより総務建設常任委員会協議会を開催いたします。

お諮りいたします。ただいま一般傍聴の希望がありましたので、これを許可いたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 御異議ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

(午後 3時40分) 休憩

(午後 3時40分) 再開

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 再開します。初めに、町側から挨拶をお願いいたします。

○町長【中崎久雄君】 続きまして、総務建設の常任委員会の協議会、長時間であります。町からは、お手元次第でございますが、大磯駅の周辺の安全安心・にぎわい創出事業と、2つ目といたしまして、大磯町公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画の報告につき、意見でございます。その他、どうぞよろしく願いいたします。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ありがとうございます。

直ちに本日の会議に入ります。

会議次第は、お手元に配付したとおりでございます。本日は、議題が2件あります。よろしく願いいたします。

議題(1) (仮称)大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出事業について

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 議題(1) (仮称)大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出事業についてを議題といたします。

それでは、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

担当課、どうぞ。

○都市建設部長【笹山隆二君】 都市建設部長の笹山です。

本日は、今年度、都市計画課で進めております（仮称）大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出事業につきまして、11月の中旬に開催を予定しております第2回検討会議に先立ちまして、検討状況等を御報告させていただきます。

今後、具体的な整備案につきましては、駅前広場の部分を中心となってまいりまして、来年3月までにまとめてまいりたいと考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ、説明。はい、どうぞ。

○都市計画課都市計画主査【高塚健太郎君】 都市計画課、高塚、説明させていただきます。

まずは、お手元の資料、こちらの本編のほうをごらんいただけますでしょうか。

（発言する者あり）

（坂田よう子君「参考資料と書いてあるところで」と呼ぶ

○都市計画課都市計画主査【高塚健太郎君】 そうですね。本日、2部お配りしております。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 参考資料のほうですか。

○都市計画課都市計画主査【高塚健太郎君】 説明資料と参考資料とある、説明資料のほうでございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 説明資料、はい。

○都市計画課都市計画主査【高塚健太郎君】 失礼いたしました。

まず、こちら1ページ目、2ページ目、3ページ目、4ページ目でございます。A3の資料を表裏両面印刷になっております。

まず、私ども、大磯駅前広場、大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出事業ということで、現在取り組んでいる事項の報告といたしまして、アンケート調査について御報告させていただきます。

こちら1ページ目、2ページ目につきましては、先日、平成29年10月10日の日に、町民無作為抽出を1,000名の方、無作為抽出させていただきまして、10月10日の日にアンケート調査用紙を発送させていただいております。

続きまして、3ページ目、4ページ目、こちらのアンケート用紙につきましては、こちらは、駅前利用者を対象としましたアンケート調査用紙ということでして、こちら先週10月10日、こちらは駅前広場におきまして直接手渡し、該当配布ということで、500部配

布してございます。

では、アンケートの中身につきまして説明させていただきます。

1 ページ目にお戻りいただけますでしょうか。

こちら1 ページ目、左側から問1 から問3 につきましては、回答者の属性というところで説明を省きますが、まず、問4 で駅前広場に訪れる頻度、それから、問5 で駅前広場を訪れる目的、それから、問6 でその交通手段といった基本的なことを伺っております。

また、問7 におきましては、駅前広場を訪れる回数の少ない方を対象としまして、なぜ大磯駅前広場を利用されないのかといったようなことを伺いまして、今後の整備の参考とさせていただきます設問となっております。

こちら、現在、町民無作為抽出の郵送したアンケートについて説明しておりますが、駅前利用者、該当で配布したものと、この問7 のみが異なっている設問となっております。

続いて、設問の説明に戻らせていただきます。

続いて、問8 番では、現在の大磯駅周辺は便利だと思いかといったようなことを伺って、簡単に町民の満足度と申しますか、そういったものを伺います。

また、問9 におきましては、大磯駅周辺の利便性向上のために、どのような整備、まちづくりを望むのかというようなことを伺ってございます。

そして、問10。こちらにも利便性向上のためという関連した設問の中で、現在の大磯駅前広場、こちらはすごく面積が狭い状況でございますので、狭い状況の中、一般車の送迎の車ですとか、あと歩道のない部分とか、そういったところもございまして。そういったところの改善、利便性向上のための改善というところで、狭い面積でございますので、どうしても広場の中での用地の工夫ということが必要になってまいります。その中で、駅前広場の西側のロータリーの部分、緑地になってございます。そちらの部分について縮小または撤去ということについては、どのように皆さんお考えになっているかということ伺う設問でございます。

裏面に移っていただきます。お願いします。

続いて、問11番。こちらにも利便性の向上という観点から、よくバス停のある場所、また、現在もタクシーの乗降場におきましては、雨よけの屋根が設置されてございますが、現在、バス停やそのほか歩道空間には屋根がない状況になってございますので、そういった雨や日差しよけの屋根を設置することについて、やはりこれも景観とのバランスですとか、利

便性の向上とか、そういったバランスをちょっと私どもも、やはり町民の皆さんの意見を伺いながら考えたいと思っていますので、こういった設問を設けさせていただいています。

続いて、問12番。こちらは、利便性から、今度は安全についての設問に変更させていただいております。まず、問12で、大磯駅前広場は安全だと思うかどうか。また、そこで安全だとは思わない、どちらかと言うと安全でないと答えた方については、引き続き問13番で、どのような点が安全でないか、また、どこが安全でないかといったことを伺っております。

続いて、問14番。こちら観光案内所に大磯ビーチと書いてあるゲートが現在設置されてございますが、こちら道路幅員目いっぱいのところ設置されておりますので、もし歩道を広げるですとか、あと、安全のために道路の形、形状を変えるとといったときには支障が出てくる可能性もあるということで、こちらのゲートの扱いについても伺ってございます。

そして、問15番。こちらは、現在更地となつてございます旧大磯駅前東駐輪場跡地。こちらは、基本的には安全安心のために歩道の整備というようなところで、この限られた用地使っていくところでございますが、こちらの用地400平米ほどございますので、そういったところで、土地の活用というようなところでどういった整備を町民の方は望んでいらっしゃるかというようなことを伺ってございます。

最後、問16番では、自由意見欄ということで、皆さんに思っていること、考えていることを記載させていただいております。

アンケートについての説明は以上でございます。

続いて、5ページ目ごらんいただけますでしょうか。

(仮称)大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出事業検討状況ということでございまして、先ほどのアンケートもこの創出事業の検討の中の一環でございますが、まず第2回の検討会議、こちらの開催を、第1回は7月の27日に開催させていただいております、第2回の検討会議、ちょっと日にちがあいてしまったところではございますが、11月の中旬に開催する予定で、現在関係者等と調整をさせていただいております。また開催日、また開催場所など決定しましたら、その都度お知らせさせていただきたいと思っております。

続きまして、第2回検討会議に向けた検討事項、検討内容ということで、参考資料を見ながら説明させていただきたいと思っております。

参考資料、こちらの資料につきましては、まだ現在、関係機関との協議を継続している

途中段階のものであったり、検討中のものがございますので、今後大きく変わる可能性がございますが、現時点での検討状況ということで本日は御報告させていただくものということをご了承いただけますようお願いいたします。

まず、参考資料の1ページ目ごらんいただけますでしょうか。

2. 事業コンセプトと題しまして、今回の駅前広場周辺の整備に当たりまして、事業のコンセプトを決めていきたいという中で、まず、こちら2-1. 大磯駅前周辺の地区の特性ということを整理させていただいてございます。

①駅前には教育施設等が分布する土地利用特性。右側の地図におきまして、文教厚生施設分布エリアと記載させていただいています。教育施設や寺社仏閣等こちらをまとめて文教厚生施設というくくりにさせていただいておりますが、これらが大変駅前一体は多く、落ち着きのあるたたずまいであると。また、国道1号沿いには店舗ですとか店舗併用住宅、また商業施設、官公庁の施設が分布しており、生活利便性の高い施設ということになってございます。

②駅前は大正時代より変わらぬ広場やアプローチ道路の形状。丘陵地に囲まれた駅前広場であるというため、空間の利用が非常に制約されてございます。一方で丘陵地の緑でありますとか、駅舎や旧木下邸、駅前洋館ですね、こちらが残っており、大正期から変わらぬような趣も残されているエリアでございます。

③駅前から1キロ圏内徒歩圏の形成される新たなにぎわい拠点。というところで、済いません。ちょっとこの図面、右側の図面上、見づらいかと思うんですが、大磯港と海水浴場の間ぐらい、津波避難タワーが整備されたあたりのところに、500メートルという数値があるのがわかりますでしょうか。こちらの500メートルの数値の左側に、ちょっと細い線ではございますが、こちらが、ちょうど大磯駅前広場から500メートルの範囲でございます。また、この図面左下のほうに目を移していただきまして、点線の丸で囲んでおります明治記念大磯邸園（仮称）の整備。こちらの丸の下のところに1キロメートル、こちら線が細くて大変恐縮でございますが、こちらが駅前広場からちょうど1キロの範囲ということでございます。ですので、駅前からちょうど500メートルのところに海水浴場ございまして、また、大磯港における港オアシスの整備計画がございまして、また、ちょうど1キロ圏のところ、旧伊藤博文邸滄浪閣の付近では、現在、国の記者発表でもありましたとおり、明治記念大磯邸園（仮称）の整備の検討が現在進んでおります。将来的には、これらによりまして多くの観光客が大磯町に訪れることが想定されてございまして、新たなにぎわ

い拠点として、既存のまちと合わせて歩いて回遊していただくことによって、より一層の活性化を図ることが期待されておりました、そういった方々、来訪者の玄関口でございます大磯駅前広場の整備というものが、今後必要になってきます。

裏面に目を移していただけますでしょうか。

そういった新たなみなとオアシスですとか、明治記念大磯邸園といったような動きと合わせまして、本事業は、過去に町が計画しました既存の計画等を統合・整合して進めていく事業でございます。既存の計画などから、縦に見ていただきますと、一番左側、社会背景・大磯町の動き、2番目、主な町の全体計画のコンセプト、3番目、駅周辺地区に関わる計画のコンセプト、一番右側、駅前広場等に関わる計画のコンセプトということで、既存の計画等からコンセプト等を抜き出しております。左から右に行くにしたがって、だんだんエリア・範囲が町全体から駅前広場に集中していくというようなイメージで資料をつくらせていただいております、それぞれ過去のまちづくり基本計画ですとか景観計画、バリアフリー基本構想、また大磯駅周辺の安全安心のまちづくりを求める決議や要望書、そういった既存の計画などに記載のあるコンセプトなどをまとめて、いろいろ統合・整合を図っていった中で、こちらのページ、一番右下、大磯駅前広場整備コンセプト（案）、①歩行者優先の安全安心な駅前広場、②大磯らしい風格ある町の玄関口、③憩いと交流と賑わいあふれる駅前広場、こちらの3つをコンセプト案として、今後検討会議に上げて議論していきたいと思っております。

次の3ページ目ごらんいただけますでしょうか。

こちらのページには、今御紹介をしました3つのコンセプトから連想されるイメージ、まだこちらはこういった形で整備するといったようなものではなく、あくまでイメージでございますが、安全安心、それから大磯らしさ、また、にぎわいというようなものをイメージ化させていただいております。

続いて、4ページ目ごらんいただけますでしょうか。

4ページ目、3. 駅前広場及びその周辺の現況ということで、こちら、まず駅前広場周辺の地区の道路の幅員や規制状況、一方通行ですとかそういったものですね。そちらを紹介させていただいております。

続きまして、5ページ目。こちら、8月の26日と9月の5日に交通量調査を実施させていただきました。また、雨天のため調査が実施できませんでしたが、10月15日、10月16日予定と書いてございますが、こちらは日を改めて、また実施したいと思っております。資

料の配付の都合上、ちょっと予定ということで情報が古いもの載ってございますが、御了承ください。

現在、こちらに記載させていただいている交通量調査の結果は、8月と9月に実施した一部のものということで、まだ調査段階ではございますが、紹介をさせていただいております。

(1) 番、自動車方向別交通量調査ということで、国道1号線の鳴立沢交差点、それから大磯駅入口の交差点で交通量を調査しております。

(2) 自動車方向別交通量調査。こちらは、駅前広場内で自動車の交通量を調査しております。

(3) 歩行者自転車方向別交通量調査。こちらも駅前広場で実施しています。

(4) 車両滞留状況調査・自動車乗降調査（駅前広場）。こちらは、駅前広場におけるその瞬間に、一瞬の中で広場内に車両がどの程度滞留をしているか、また駅で乗車、人が乗り降りするといったのが何人ぐらいいるのかといったような調査を行っております。それぞれの調査結果は、こちらのページの下段または右側に、簡単ではございますが、まとめさせていただいておりますので、後ほど御確認いただけたらと思います。

次の6ページ目ごらんください。

こちらは、大磯駅前広場に入ります現況の路線バスの本数などを調べた調査表でございます。こちら鳴立沢交差点から駅前に入っていくほうが、おおむね1日当たり100本弱、また県道から駅前広場に入っていくバスの量がおよそ50本前後ということで、おおむね幹線12号鳴立沢から入ってくるバスのほうが、2倍ぐらいの数が多いというような結果になってございます。こちらも簡単ではございますが、後ほど見ていただけたらと思います。

続いて、7ページ目ごらんいただけますでしょうか。

こちらは、さらにバスの交通量の調査におきまして、特に駅前広場の中を通るバスがどのように通行しているかというところを記載させていただいております。大磯駅前広場に関するバスの路線としましては、主には、平塚から来たバスがまた平塚方面に帰っていくバス、二宮方面から来たバスがまた二宮方面に帰るバス、また、二宮方面と平塚方面を結ぶバスの経由地点という3つがございまして、その大半が、大磯駅で折り返していくバスの量が多いということで、やはりこのロータリー周辺でのバス停の設置ということが必須事項となってきます。

続いて、8ページ目をごらんいただけますでしょうか。

現況動線の課題と対策の検討ということでございまして、先行計画等における駅周辺の動線の課題ということでまとめさせていただいております。過年度の町の計画等におきましては、やはりこの県道大磯停車場線の幅員が狭く、歩道も狭いということ、また、バリアフリー基本構想におきましても、そういった歩道が確保されていない、その解決策のため、一方通行化を検討するというようなことが記載されてございます。

今回そういった既存の計画等を踏まえまして、この一方通行化及び道路の拡幅ということについて検討しました結果、真ん中3—4—2課題の解消検討というところで、まず、幹線12号線及び県道大磯停車場線の一方通行化というところで、ここでは、大磯駅前広場に県道から入って、幹線12号線、嶋立沢交差点のほうに出ていくということを仮定して検証をしております。確かに一方通行化をしますと、車の車線が1車線減るので、歩道の幅員は確保できますが、ただ、単純に今まで2方向に分散していた交通が1方向に集まってしまうというところで、交差点での交通量をさばき切れるかというところが難しいという結論に至っております。

また、やはり駅前広場やその周辺道路の沿線にアクセスする上で時間がかかる、不便になるということもありますので、一般住民の理解は得にくいのではないかとということでまとめさせていただいております。

続いて、一番右側、(2)大磯停車場線の道路拡幅。こちらにつきましては、過去に県の平塚土木事務所でも、拡幅に向けて地元で測量調査に入るとか、そういったこともやっていたようですが、地元の反対もあり、それが頓挫しているというような経緯も伺っております。

また、道路拡幅のためには、用地買収や整備などに膨大な時間と費用もかかるというところで、短期的にこれを解消するのは非常に難しいのではないかとということでまとめさせていただいております。また、(3)課題解消案の検討結果というところの2つ目のポツ、歩道幅員の物理的確保が困難である場合、自動車の減速や通行量を減らすなどの対策が考えられる。歩道としての空間を広げることは難しいかもしれないけれど、歩行者や自転車など、いわゆる交通弱者という方たちの安全を確保するためには、車の総量を減らす、もしくは車にスピードを抑えて走っていただくといったような対策も全国的には見られますので、そういったものを検討してはどうかということを提唱・提起させていただいております。

続いて、9ページ目ごらんいただけますでしょうか。

現段階まだどれを、どの手法を採用するとか、そういったことの検討には至っておりませんが、ここでは、そういったスピードの通行量を減らしたり、車に減速していただくといったような手法を、事例として幾つか上げさせていただいております。現時点での検討では、ここまででございます。

続いて、10ページ目ごらんいただけますでしょうか。

先ほどは、もうちょっと広い範囲での交通の規制状況というのを紹介させていただきましたが、ここでは駅前広場の中の規制の状況を紹介させていただいております。また、こちら規制の標識の場所などで、どこでどういった規制をやっているか説明しておりますが、一部一般車と書いてあるところ、これは特に規制とか何か決まっているものではなくて、一般車がこういったところに無秩序に停車されているというのが見られるというような表現とさせていただいております。

続きまして、11ページ目をごらんください。

駅前広場の現況の課題ということで、主には、交通上の課題というのが一番多くはなっておりますが、課題等をまとめさせていただいております。

こちら左上の平面図上の番号と、あと、下右側の表の中の番号、こちらリンクしてございます。

まず1番。広場全体に人の待ち合わせや滞留空間が不足しているという問題。

2番。駅舎正面、広場中央の横断歩道の前後にタクシーが非常に多く停車しておりまして、横断歩道の歩行者が死角になっている。また、タクシーが2列で停車しているので、車両の通行空間まではみ出ているというような問題がございます。

続いて、3番。横断歩道の近傍で車両が転回、Uターンするということがあり、非常にこちらは危険だということは、警察からも指摘を受けてございます。

4番。西側のロータリーが狭く、一般車両・バス・タクシーが交錯している。また、一般車両の無秩序な駐停車が見られます。

5番。こちらロータリーの周辺ですが、ロータリー南側のバス停に停車するバスを避けて通る車が、こちら双方向の通行になっておりますので、東側から来る車、西側から来る車、こちらがバスを避けると、非常に狭い中ですれ違いますので、正面衝突するおそれがあるということです。

また、6番、西側幹線12号線と広場の入り口のところで、こちらに横断歩道がありません。

7番、8番は、こちらも広場の西側と東側に横断歩道が設置されていなく、危ないといった内容です。

そして9番。自転車の通行が多く見られます。駐輪場が東側の1つに集約されたことから、広場内を通過する自転車がふえておりますが、広場内どこを自転車が通ったらいのかというところが不明瞭であるため、大変危険な状況となっております。

そして、10番、11番は、景観といったような問題でございますが、電柱が南側の歩道の中ですね。電柱が目立って、景観に悪影響を与えていると。

そして11番。西側のロータリーの中で植栽が繁茂しておりまして、反対側の見通しがきかないと同時に、景観的にも損ねてしまっている状況ではないかということでございます。

最後、12ページ目ごらんいただけますでしょうか。

ここまで説明させていただきました大磯駅前広場整備コンセプト①、②、③と、また、現況の課題で、歩行者空間不足ですとか無秩序な通行、また歩道・横断歩道の未整備といったような課題やコンセプトをまとめまして、右側の内容というところで、今後の整備の方針ということで①から⑧、また横棒入っていますもう2事項まとめさせていただきます。

①番。駅舎正面の歩道幅員を広くとる。

②番。横断歩道近くに多くのタクシーが停車しないように、タクシープール、タクシーの停車する場所ですね。こちらの位置を見直す。

③番。駅広場中央の横断歩道が、こちら長いものですから、こちらを短くして、横断の安全性を向上させる。

④番。各交通が安全に必要な転回をできる、そういった場所や設備を設ける。

⑤番。西側の動線、ロータリー周りの動線ですね。こちらを南北で各一方通行とすることで、西側から侵入する車両の減速を促す。濟いませぬ。ちょっとわかりづらいかと思うんですが、下の絵のところ、この西側のロータリーを上下に挟みまして、薄い矢印が右から左に、そして左から上に向かって、また右に流れていくというような形、このように動線を見直すことで、このロータリー南側のバスを避ける、車の正面衝突を避けて安全性を確保するとともに、また、これまでは幹線12号線からこの広場の中に勢いよく車が入ってきていたものを、このようにロータリーをぐるっと回らせてあげることで、車がスピードを落として広場の中に危険を持ち込まないというようなことを考えております。

⑥番。駅前広場の東側、西側に歩道及び横断歩道を設ける。

⑦番。駅舎の正面に身体障害者用の停車場、まあ乗降場ですね。こちらを設ける。

⑧番。西側ロータリーの縮小も視野に入れる。こちらは、どうしてもこの西側に歩道を設けますと、バスや車が転回するスペースが非常に狭くなって、バスがこのロータリーを回れなくなるということも考えられますので、このロータリーの西側の分を少し削ったりと、そういったことも検討をしなくてはならないのではないかとということを見野に入れておきます。

最後の2つでは、どこでということではなくて、この広場全体としまして、大磯らしい自然・文化・歴史を継承するようなデザインなどに配慮する。また、公共交通のアクセスを優先した施設配置とする。こういったことを駅前広場の整備の方針として、今後検討を続けていきたいと考えております。

繰り返しのようになってしまいますが、今説明させていただきました検討状況につきましては、まだ関係機関などとの調整、また町民や駅前広場の利用者の意見も聞きながらまとめているところですので、今後はそういった意見も踏まえて、この検討内容というのが変わっていく可能性があります。そちらについては御了承いただけますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

はい、鈴木委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 それでは、大急ぎで伺います。

私は、この一番最後の参考資料の12ページとか、それから8ページ、11ページですね。ここまでのいろいろ課題を検討して、何をアンケートで聞いていたのかなと思っていたら、それがこれからも生かすということで、やっと景色が見えました。

それで、伺うんですがね。アンケートで500と1,000という形で対象者分かれましたがけれど、やはり駅の近くにお住まいの方とか商店の方にも、このアンケートは私はやるべきだと思うんですけど、というのは、商店の方とかは、人の動きだとか車の流れとかはすごくよくは見えていらっしゃるの、そういうところの意見というのは、何か聞くことはしないんですか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。はい、どうぞ。

○都市計画課長【小瀬村 昭君】 都市計画課、小瀬村でございます。お答えさせていただきます。

駅前周辺の方々にも御意見をということで今承りましたが、そちらに関しましては、今、部会という形で、地元部会というものを1回既に開催させていただいております。その中で個別の方々をお呼びするということはないんですが、地元の商工会ですとか観光協会、それから緑の関係の団体の方、景観の関係の団体の方、そういった方々もお呼びさせていただいております。その中で商工会さんなどにも入っていただいておりますので、ある程度そういった方々から、御意見のほうは吸い上げることが可能なのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 私は、このアンケートの裏側の問15、いろんな物販や飲食などの民間商業施設の誘致というのがあるんですけど、もう既にクリエイトができるという計画があるわけですね。そこへもって、また町でお金をかけてこういうものをつくるということは、地元の今頑張っている商店の営業を圧迫しかねないなということで、私は非常に問題だと思っています。ですから、商工会あたりで本当のそこでなりわいというか商いを営んでいらっしゃる方たちの声がダイレクトに聞こえてくればいいんですけど、そこは非常に私、疑問に思います。

それで、そしたら、いや、これもみなと同じなんですけれど、意見を聞いたからと言っても、本当の意味でこれなら行けるねという意見を聞くという形には、まだまだ私はほど遠いと思います。それできょうはとどめておきますけれども。

それから、アンケートの裏ですね、の左の下に、駅前広場とおぼしき図面が載っているんですけど、このゼブラゾーンとかこういうのは、今引かれているものがここに載っているんですか。南側の商店のところなんかにもゼブラゾーン引かれていると思うんですが、ちょっと教えてください。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○都市計画課長【小瀬村 昭君】 都市計画課、小瀬村でございます。

アンケート用紙の裏面の左下の地図ですね。こちらは、現況の地図をつけさせていただいております。こちら問13の設問で、現況の駅前広場で安全性がない箇所、そちらを教えてくださいという設問でございますので、現況の地図を張らせていただいております。ただ、現地はゼブラとかがちょっと大分消えてしまっている部分もありますので、ちょっと違和感あるかもしれませんが、これが現状の地図という形になります。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 それから、ゲートがいろいろ拡張なんかをするときに邪魔になるかもしれないからというような、さっき説明があったんですが、老朽化との関係というのは何か調べてありますか。さびが生じているとか、何かそういう問題はありますか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○都市計画課長【小瀬村 昭君】 都市計画課、小瀬村でございます。

こちらのゲートにつきましては、我々もちょっと現地を見た中では、特段直ちに危険というような深刻なさび等は、発見はできておりません。ただ、非常に狭いところに立っているものですから、このゲートの柱と観光協会の建物の間の狭いところを子供がすり抜けたりとかですね。非常に不便な思いをしているようなことが見受けられましたので、今回のアンケートでこのゲートの必要性といったところも、ちょっと皆さんの御意見を聞きたいということで載せさせていただいております。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 それでは、参考資料のほうに移ります。

この事業コンセプトという1ページ目で、ここで大磯駅前周辺地区の特性というふうになっていますが、今までまちづくり基本計画でも何でも、エリアはどこですかと伺っても、なかなかここからここまでですというのが出てこなかったんですが、いよいよこれがあれなんですか。大磯駅前周辺ってどこですかと言ったら、ここがそうですということになるんですか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○都市計画課長【小瀬村 昭君】 都市計画課、小瀬村でございます。

大磯駅前周辺地区、こちらのエリアにつきましては、ついこの間、改定させていただいたまちづくり基本計画でも、ちょっと大まかな丸をつけてあったかと思うんですが、基本的には、大磯駅から大磯港までを含む一体的な圏域、そちらを大磯駅前周辺地区という形で位置づけております。まちづくり基本計画につきましては、基本的な計画ということで大まかな丸だったんですが、今回、この大磯駅前周辺安全安心・にぎわい創出事業の中では、ある程度このような具体的な絵を示させていただいて、この中の検討を進めていくと

いうものでございます。

ただ、駅前広場以外の大磯港みなど、それから海水浴場や、左のほうには明治記念大磯邸園、こちらのほうも書いてございますが、当然駅前の計画をつくっていくに当たっては、これら重要な拠点との連携、そういったところもしっかり考えていかなければいけないということで、今回の事業の中では、エリアとしては全体を捉えさせていただいていると。ただ、具体的な計画と申しましょうか、設計図と申しましょうか、そういったものについては、駅前広場の部分が中心になってこよかなというふうに考えております。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 それでは、駅前広場のエリアをちゃんともう一回説明してください。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい、どうぞ、担当課。

○都市計画課長【小瀬村 昭君】 都市計画課、小瀬村でございます。

参考資料の一番後ろ、12ページ目をごらんいただけますでしょうか。こちらに少し大きな駅前広場の現況平面図ということで載せさせていただいておりますが、こちらに含まれている部分、こちらの部分が駅前広場というような捉え方をしております。駅前広場周辺というと、大磯港までを含むエリアですが、駅前広場というのは、こちらの図面に表記されている部分かなというふうに考えております。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 それでは、旧駐輪場の、今、更地になっている跡地と、それから駅前用地の南側の部分、これは駅前広場には入らないということですか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○都市計画課長【小瀬村 昭君】 都市計画課、小瀬村でございます。

駐輪場の跡地の部分につきましては、今、アンケート調査の中でも、駅前駐輪場の跡地の利用方法といったところで、皆さんの御意見もちょっとお聞きしているところでございますが、そのアンケートの内容、結果ですね。結果なども踏まえた中で、今回の中にこちらの部分も入れていくのか、入れていかないのか、そういったところも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 何かキツネにつままれたような気がしますが。

この、じゃあ12ページが出ましたので、12、11、それから8ページ、ここら辺は、課題と対策の検討というところまで何かたどり着いているみたいなんですが、ちょっと不思議な感じがするんですね、もうここまで決まっているんですかというところで。伺いますが、いつ誰がこれはまとめたんでしょうか。この3ページについてお尋ねします。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい、どうぞ。担当課、どうぞ。

○都市計画課長【小瀬村 昭君】 都市計画課、小瀬村でございます。

こちらにつきましては、既に第1回の検討会議、7月に開催させていただいております。そちらの中でも、現況の課題なんていうのも皆さんにお知らせした中で、どういった御意見があるかというのも検討会議の中でお伺いさせていただきました。そういった検討会議での御意見、それから部会も開催させていただいております、交通の管理者の部会、それから地元の部会、そういった方々からも意見をいただきながら、課題の整理、それから整備手法の整理といったところをまとめさせていただいております。

ただ、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、全て関係機関との協議は整っているわけではございませんので、今後このあたりは修正等入ってまいりまして、11月の中旬に予定しております第2回検討会議、そちらのほうには、またこれとはちょっと少し違った形になるかもしれませんが、お出ししていきたいと思っております。その前には、また皆様のほうには、適切に情報提供のほうはさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 8ページの左のほうに、安全安心のまちづくり決議というのがありますよね。ここでは県道のことだけで、町道のことには触れていませんけれど、私は、決議が法的拘束力はないというのを町長も御存じだと思います。それから、決議をやっても、実は、大磯は、例えば、役場の隣の葬儀場の反対の決議は通っても、それはつくられるし、それから、そのときにも4,000名以上の署名が集まっても、それでもつくられたと、そういう経緯がありますよね。だから、ここにそんなに縛られることはない、随分前の話ですしと思っています。

それで、先ほどの明治150年のこの邸園の関係につきまして、③のところでは構想が検討

されているというふうになっているんですが、実は、国の事業とされていますけれど、県も町ももう何か会議を持たれていると思います。それで、そこら辺の進捗といいますか、どんなところなのか、どなたかわかれば説明していただきたいと思います。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 どうですか。部長、どうぞ。

○都市建設部長【笹山隆二君】 都市建設部長の笹山です。お答えいたします。

まず、今1点目、決議の話が出されました。

(発言する者あり)

○都市建設部長【笹山隆二君】 部長の笹山です。

(発言する者あり)

○都市建設部長【笹山隆二君】 都市建設部長の笹山です。済いません。

(発言する者あり)

○都市建設部長【笹山隆二君】 1点目の決議のお話ですけど、決議につきましては、確かに平成20年にそういうお話をいただきまして、同じく20年の11月の広報で、一つの町の考えを提示させていただきました。その中では、やはり安全に配慮した道路整備を今後、町として行っていくと。それが一つの町の見解というふうに考えてございます。

それと、明治記念大磯邸園につきましては、確かに会議等も出てございますが、まだお話しする内容のものはございません。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 柴崎委員、席にお戻りください。協議会中でございますので。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 それで、もうちょっと。最後になってきた。はい。戻ってきてからね。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 そう。

(発言する者あり)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 鈴木委員終わりましたら、はい。

(発言する者あり)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 鈴木委員、どうぞ。

(発言する者あり)

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 ほっといて。ほっといて。

最後に、いろいろな交通量調査をしたんですが、送迎車の車両について、かなり私もい

ろんな、このロータリーのところにとめているなというのは気がついております。それで、5ページですよね。5ページで、いろいろ車両滞留状況調査とか何とかというのがありますが、ここで1台当たりどのぐらいとまるとか、それから、多いときには何台とまるとか、何時間、時間帯がどの時間帯が多いとか、そういう調査というのはされたんですか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○都市計画課都市計画主査【高塚健太郎君】 都市計画課、高塚、お答えさせていただきます。

済いません。例えば、1時間あたりに一般車両が何台とまっているかですとか、あと、1台の車に何人ぐらいの方が乗り降りしているかとか、そういったことも調査としては実施しておりますが、申しわけありません。本日は、ちょっと資料として用意させていただいておりません。また、ちょっとすぐに細かい数字というのは出てきませんので、また。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 どうします。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 だからさ、委員長さ、鈴木さんばかりやっけていても、こんな時間だったら、もう5時過ぎるよ。最初からそのつもりでやってんだしたら、5時過ぎると言っといてくれよ。どっちだっていい話じゃんかよ。ちょっといい。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 まだ。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ちょっともう答弁はよろしいですか。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 え。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 わかんねえと言ってんじゃんかよ。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 いや、あるんでしょう。

○都市計画課都市計画主査【高塚健太郎君】 今は出せないんです。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 今は出せない。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 今はないと。じゃあ後日ちょうだい。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。後日。わかりました。お願いいたします。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 うん。じゃあ終わりでいいや。また。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 じゃあ鈴木委員、いいですか。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 ちょっといい。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい、柴崎委員。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 ちょっと、じゃ、一言だけちょっとおきますね。今、町の話聞いて、例えば、最後の12ページのところですけど、駅の正面から出てきたこの横断歩道が長いから、短くすると。それで、全体としての歩道幅を何か広げるみたいな話をしたり、タクシーの場所をちょっと移動するとかと書いていますけど、ここは今、大磯町民の7,000人とか8,000人が毎日駅を利用している。特にどういう日に利用するかといたら、雨の日に、例えば、子供が学校へ行くのに送っていったり、私立の幼稚園行ったり、私立の小学校行ったりするのに送っていく。生活の場の拠点だよ。ここに一時停止でも一時停車でもできないようにしたら、横を通り過ぎる幅がなくなるようなことをやったら、もう大混乱が起きるよ、はっきり言って。そりゃ、きれいか汚いかの問題と、生活をやっているという意味では、全然話別だよ。理屈の理想の話じゃねえよ。雨が降ったら、きょう、どういう状態か。

(「そう」の声あり)

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 ちなみに、別の言い方すると、大磯幼稚園のどこあるよね。三沢橋のどこ曲がって、渡辺議員のほうに行く道。お迎えの車で片側の車線が全部詰まっているような場面だって、いっぱいあるわけ。こういうことは、あんまりよその市町村の名前、藤沢なんかに住んでいたら、もうがんがん電話がかかって、何で駐車場も用意しねえで幼稚園をあそこにつくっているんだとか、もうそういうことが間違いなく起きる。今のここも7,000人、8,000人が乗り降りしていて、亭主送っていくために送ってくる子もいれば、子供を送ってくる子もいる。要するに、横をすり抜けられるからこそ、まだ機能しているけど、きれいごとじゃ済まないって、はっきり言って。別に意見はいいです。僕はそういう意見だということで、それだけ言うておきます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。わかりました。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 整備の問題じゃないよ。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。じゃあ、結構です。

ほかに。高橋委員。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 生活の場だよと言いたい。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 私も2点だけ。たまたま私も、まあ柴崎委員がおっしゃったんですが、朝の8時から、たまたまですよ、きょうは10時半ごろまでいたんです。天候は雨でした。ですから、やっぱり送迎の車が1台1人を送ってきているんです。だから、下の停車場線の交差点から、もうそれこそ鳴立沢、大磯小学校ぐらいまでか

な。もう大渋滞なんですよ。ですから、一方通行の話というのは、まずナンセンスだと思うんですね。というのは、もう一つ言えるのは、やっぱり防災上の観点も考えなくてはいけないのかなど。やっぱり交通量もそうですが、西湘がちょっととまれば、もう国道1号は大渋滞ですよ。ですから、そういうのを言っても、やっぱり対面通行が基本じゃないかなと思います。これは意見としてもらって結構です。

それと、もう一つ言いたいのは、駅前の路盤と歩道ですね。これの境目のところが、非常に段差があるんですよ。これは、私が実は今、交通の関係もやっていますので、お年寄りがちょっと転びそうになったりもしているのを何度も見ているんですね。ですから、ユニバーサルデザインだというのであれば、今はやり、今の最新型の設計というんですか。当然やっぱり雨水の関係で、150とか200の段差がなきゃいけないのかもしれない。だけど、それをおむすび型にするとか、何かそういう段差を解消するようなね。確かに幅とか動線も大事ですけど、どうも聞いていると、やっぱり車中心の考え方。そうではなくて、やっぱり歩く歩行者であったりとか、やっぱり自転車の動線であったりとか、そこいら辺のほうにもう少し力を入れていただいて、やっぱり歩道と車道の境というのは当然ガードレールもあるし、チェーンも張ったりもしています。ですけど、完全な段差があれだけありますと、あれ大分古い設計ですよ。やっぱりL字形側溝が何か斜めに深くなっている。わざわざ深くなっていて、高さが200ぐらいあるんですよ。普通のところだと50ミリぐらいしかないところがね。駅前はまだ古いんですよ。だから、そういうところをぜひ、どのような検討をされているのか、そこだけちょっと確認させてください。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 部長、どうぞ。

○都市建設部長【笹山隆二君】 都市建設部長の笹山です。

今、その段差につきましては、駅前広場周辺の整備というのは、平成の7年、8年、9年ぐらいの今から20年ぐらい前に、今の形の再整備をさせていただいたと思っております。その中で、ある程度そういった段差解消はさせていただいたと思うんですが、もう一度確認しまして、そういう不都合な場所があれば、改善できるものについては改善していきたい。

それと、幹線12号線の歩道については、確かに古い歩道ですんで、非常に段差が高くなっているというのは承知してございます。こちらのほうはバリアフリー、基本計画の中にも位置づけされておりますが、なかなかちょっと整備ができていない状況でございます。

それと、広場全体の確かに車両等の動線と歩行者、こういったことを考えた場合に、ど

ここに優先を持っていくか。まず、やはり安全安心というふうにした場合には、歩行者、あと車両でも自転車、こういった動線の確保、今されてございません。そういったものを確保していくためには、やはり車の動線も少し犠牲にさせていただいた中で検討してまとめていきたいというのが、今の我々の考え方でございます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 少しじゃねえじゃねえか。生活の拠点だと言っていてじゃねえか、駅前広場は。知らねえぞ、どんな結果になるうが。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 高橋委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 ついでではないんですが、大磯駅前から台町の線路沿いに向かっていく道、インターロッキングでやっていますよね。確かに統監道という歴史の深い道だというのはわかるんですけど、あのインターロッキングというのは非常に後々が面倒でね。例えば、ポコポコと行って、自転車でもそうですよ。走るだけでもう鳴ったり、ということは、もうすき間が空いて、段差がもう発生しちゃっているんですね。だから、そこでもやっぱり歩行者が引っかかって、転ぶ可能性も高い。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 それをきちんと整備しねえと、あと、アスファルト。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 いや、だから、それはどっちを優先するのかにもよりますが、やはり後々お金のかからないほうのやり方のほうが、やっぱり安全安心を考えれば、そのようなこともあるのかなというところです。これは意見として聞いておいてください。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。よろしいですか。ほかに質疑は。

(「なし」の声あり)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 質疑を終了します。

議題（２） 大磯町公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画の報告について

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 次に、議題の（２）、大磯町公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画の報告についてを議題といたします。

それでは、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

下水道課、どうぞ。はい。

○下水道課副課長兼下水道業務係長【竹内一夫君】 下水道課、竹内でございます。済い

ません。座って説明させていただいても。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 だめだよ。

○下水道課副課長兼下水道業務係長【竹内一夫君】 はい、わかりました。済いません。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 立ってやれ。

○下水道課副課長兼下水道業務係長【竹内一夫君】 それでは、御説明させていただいて。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 そんなこと言う暇があんだったら、後ろで待ってろよ、本当に。

(高橋英俊君「座ってやりゃいいじゃん」と呼ぶ)

○下水道課副課長兼下水道業務係長【竹内一夫君】 はい、済いません。それでは、簡単に説明させていただきます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 静粛に。マイクありますから、小さな声でお願いします。

(発言する者あり)

○下水道課副課長兼下水道業務係長【竹内一夫君】 地方公営企業法適用に基づく公営企業会計の移行につきましては、昨年度、委託において策定させていただきました基本計画の概要について、今回御説明させていただきます。

済いません。お手元の資料1ページ目、A3の資料でございます。1ページ目をお開きください。

下水道事業につきましては、多くの自治体が地方財政法の規定により特別会計を設け運営しておりましたが、平成27年1月に総務省からの要請ということで、済いません、お手元の資料3ページ以降に参考ということで、その要請文を添付させていただいております。

まず、総務大臣のほうから公営企業会計の適用の推進ということで、主な内容につきましては、済いません、資料5ページ目にアンダーラインを引いております。その中で、公営企業については、平成27年から31年の5年間で、この同法の全部あるいは一部を適用して公営企業会計に移行しろということで、なお、資産規模が大きく、住民に密着したサービスを提供している下水道事業等については、重点的に取り組むようにとの要請があり、このような要請を受けまして、下水道事業につきましては、平成32年4月に移行できるように今現在進めているところでございます。

済いません。お手元の資料につきましては、昨年度の基本計画ということで、今後の予定等をまとめたものでございまして、まず、地方公営企業の適用を受け、公営企業会計へ

移行する目的等でございますが、資料 1 ページの左上のほうに記載されております。先ほど冒頭でもお話しましたが、総務省の要請を受けて特別会計から地方公営企業法に基づく公営企業会計に移行するもので、本町では平成 2 年から下水道事業整備に着手しており、既に 30 年近くがたとうとしております。今後も下水道整備を進めてまいります。これらの施設の適切な維持管理の必要性が高まり、下水道使用料につきましても、少子高齢化、人口減少に伴う料金収入の減などが想定されますので、今後経営試算等の状況を適確に把握し、経営基盤の計画的な強化と財政マネジメントの向上を図ることが必要であるということから、公営企業に移行するものでございます。

済みません。続きまして、神奈川県下の状況でございますが、同じく資料 1 ページ目の右上にありますちょっと図を見ていただければと思います。

もう既に 10 市 1 町が地方公営企業法の適用を受けて、公営企業会計に移行しております。10 市 1 町のほかに、海老名市、南足柄市、湯河原町につきましては、平成 29 年 4 月から公営企業会計に移行していると聞いてございます。

残りの 9 市 7 町、現在取り組み中となっている 9 市 7 町のうち、海老名、南足柄、湯河原町を除いた 7 市 6 町、まあ大磯町も入ってございますが、この 7 市 6 町については、現在公営企業会計へ移行する事務を進めているということで、残りの 5 町 1 村につきましては、移行は未定ということになっておりますが、これは既に人口 3 万人以下の町村でございます。

続きまして、要請にもあります公営企業会計に移行するために、公営企業法の適用を受ける必要がございます。地方公営企業法というものは、そもそもどういうものかにつきまして、お手元の資料 1 ページの右下の図にありますとおり、そもそも企業会計というものは、地方公共団体の住民の福祉増進を目的として設置し経営する企業ということで、独立採算制による運営が原則となっております。具体的には、市町等が経営する病院や、横浜市などが運行している市営バス、あるいは市町、県が経営する水道事業や下水道事業などでございます。

なお、公営企業は、法的には地方公共団体の一部として、地方自治法、地方財政法、地方公務員法の規定が原則として適用されますが、地方公営企業法は、より企業としての経済性を発揮できるよう、公営企業に係る財務、組織、人事等に関する地方自治法の特例、特別法となっております。

済みません。資料裏面でございますが、2 ページ目をお開きください。よろしいでしょ

うか。

地方公営企業法の適用を全部あるいは一部受けますと、現行と大きく異なる点といたしまして、現行の会計方式、官公庁会計方式でございますが、これが公営企業法会計方式に変わります。双方の会計方式の違いにつきまして、資料左上の表として記載させていただきました。大きな違いとしましては、まず決算の目的は、現在の方式では、予算の執行状況を把握することが目的となっております。公営企業会計方式になりますと、企業としての損益を行うことを目的となります。その目的を達成するために、現在の官公庁会計では歳入歳出決算書を作成いたしますが、公営企業会計では貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書などを作成し、年度内の資産、収益などの状況を把握することになります。

また、取引の認識ですが、現行の会計方式では、現金の受け渡しの時点で認識することになりますが、公営企業会計では、現金の受け渡し時期にかかわらず、取引が確定した時点、例えば、工事などにつきましては、工事の費用が払われた時点ではなく、工事の検査が終わった時点となります。また、下水道使用料等言えば、使用料が入った時点ではなく、調定を起こした時点となります。

また、今度、簿記の方式でございますが、現行の官公庁会計方式では、単式簿記ということで、出入金の歳入歳出の科目別に記帳する方式でございますが、公営企業会計では、複式簿記ということで、現金のやり取りだけではなく、資産の負債の増減、収益、費用など全ての収支を記帳することになります。

続きまして、地方公営企業法の適用のメリットでございますが、今後、下水道整備の時代から下水道維持管理の時代に移行していく中で、経営・資産等の状況を適確に把握し、経営基盤の計画的な強化と財政マネジメントの向上が必要となります。現在移行を進めている公営企業会計につきましては、損益計算書、これは年度内の下水道事業の経営成績、赤字だとか黒字がわかるものでございますが、この損益計算書や貸借対照表、年度末時点で下水道事業全ての資産の状況が明確になるようなものでございます。このような財務諸表等を作成いたしまして、それらを用いて経営の資産等を適確に把握し、経営基盤の計画的な強化につなげていくことができます。

また、公営企業会計で出た会計情報をもとに、類似している他市町村とを比較することで、本町の下水道経営状況をより正確に判断、評価できるものと考えております。

そのほか、使用料の料金改定につきましては、貸借対照表、損益計算書を作成すること

で、原価計算が適切に行われるための根拠を明確にお示しできるものと考えております。

続きまして、地方公営企業法適用の範囲でございますが、資料、済いません、2ページ目右上に記載しております。先ほどから全部適用、一部適用との話が出ておりますが、地方公営企業法の適用に当たりましては、水道事業みたいに全部適用を行うと決められているものと、下水道事業などは法の適用に当たって、全部適用あるいは一部適用を選択することができる事業となっております。

その適用の項目の内容でございますが、地方公営企業法においては、大まかに組織、財務、人事の3項目が規定され、全部適用につきましては、その3項目全部を適用するものでございます。一部適用につきましては、3項目のうち財務に関する規定を適用することで、会計方式が現在の官公庁会計方式から企業会計方式に移行するため、地方公営企業法の目的、先ほどお話しさせていただきましたが、その目的として経営資産等の状況を適確に把握し、経営基盤の計画的な強化、財政マネジメントの向上を図るということに対して、一部適用であっても十分に果たせるという判断をいたして、一部適用をするということを考えております。

また、他市町村において、下水道事業を全部適用で行っている場合につきましては、既に水道事業等で全部適用を行っている事業がございまして、その事業と連携して対応する場合であり、先ほど図で示したように、多くは一部適用で対応をしているのが現状となっております。

済いません。最後に、今後のスケジュールでございます。

地方公営企業法に基づく公営企業会計に移行するためには、資料2ページの右下の表に法適化移行スケジュールを記載させていただいております。移行に当たっては、大きく3つの対応業務がございます。

1つ目は、固定資産税の調査・評価としまして、固定資産、いわゆる下水道事業でつくりました管渠やマンホール、ポンプ等のことを示してございます。本町では平成2年から下水道事業に着手しておりますので、そこからの固定資産について、過去の費用などにより資産の算定調査を行い、減価償却などの資産評価を行って、固定資産台帳を作成するというものでございます。

2つ目といたしまして、法的化に伴う事務手続ということで、条例等の策定等がございます。また、策定に当たり、各関係部局との調整というところで主だったところでは、条例の制定などは総務課、財務会計内容につきましては財政課、会計課などとの調整が必要

になります。そのほか、32年度の予算編成などの業務が必要となってきます。

3つ目といたしまして、公営企業会計のシステムの構築・運用ということで、現在、公営企業会計システムが町の中ではございません。このシステムを導入し、運用する必要がございます。これらの業務を行っていくために、今年度、固定資産の調査・評価、法適化に伴う事務手続、システムの構築に伴い、どのような機能をシステムの中に入れるかということをもとめる内容の委託を、平成29年から31年の継続予算として予算措置させていただきました。現在、株式会社パスコ横浜支店が請負事務を進めているところでございます。

また、システムの構築につきましては、今年度、委託の中でどのような機能をシステムに入れるか検討しますので、その内容に基づき、30年度以降システムの構築を行い、31年度システム導入、仮運用という流れで進めていきたいと思っております。

今後のスケジュールにつきましては以上でございますが、スケジュールの中にもありますとおり、地方公営企業法の適用を受け、公営企業会計に移行するには、それに対応する条例等の制定が必要で、今の予定では、31年度に制定する予定でございます。議会と今後相談させていただき、条例等の話だけではなく、時期を見て公営企業会計の内容、どういふものかというようなものを、できれば実例等の情報を収集いたしまして、わかりやすく御説明させていただける場を設けさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ありがとうございます。一応きょう、説明。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 説明させていただくなんて、何か将来みたいなこと言ってる。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 また、柴崎さん。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。そしたら、一応時間もちょっと、大分経過してきましたんで、何か特に質問、また質問を受ける機会があると思っております。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 とんでもねえって。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 1つぐらい。はい、鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 下水道の料金って、一応3年に一度値上げするというような方針持っているわけですよ、町で。来年度またどうするかという下水道審議会が直近でひらかれますよね。そのとき、その関係と、この公営企業に移行するという

のは、直接リンクしないと考えていいですか。もうこれ見ていると、本当に実務上、煩雑にはなるし、私はやる必要ないと思っているんですけど、そこら辺だけちょっと確認させてください。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。はい、どうぞ。

○下水道課副課長兼下水道業務係長【竹内一夫君】 下水道課、竹内でございます。

公営企業化すると、下水道の使用料が値上げにというようなお話であります。下水道使用料の目安につきましては、御指摘のとおり、3年ごとの見直しということで、今後31年度という見直しのために、今現在、下水道運営審議会を開いて審議させていただいてるところでございますが、公営企業会計に移行することで、下水道使用料で賄うべき経費が、より明確にすることが可能となります。なお、その値上げの根拠が明確に示せるということが出来ます。その明確にできた根拠をもとに運営審議会等で審議していただくわけになります。だからといって、必ずしも公営企業会計独立採算制になったからといって値上げするというものではなく、今後も下水道運営審議会の答申をいただいた中で、なおかつ他市町村のバランスというのもございますので、その辺を見て、慎重に値上げについては判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 よろしいですか。はい。質疑を。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 だから無理だって言ってんだよ、聞いちゃったら。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 一問。はい。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 ちょっといい。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 今まで3万人のところまで切ると言っているけど、会計を独立させるということは、その中で採算が合わなきゃいけないということを目指そうとする行為だから、それは、すなわちどういうことになるかと言ったら、下水道の料金が滞っている人のところには、もっと強制的に払え、払えと当然行くことにはなるわな。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 独立採算制ちゅうこと。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 それの裏側で、じゃあ減価償却をするということは、今までの資産の評価をするということだから、減価償却で落としていて、別に公営企業会計になったからといって、収益上がってから税金払うわけじゃねえよ。何が重要

かと言ったら、減価償却して、今度は再生するための、だって、金は積み立てていなかったら、だって、金は足りねえってことだよ、もう。もう、だって、既に30年たって、高麗から始まってんだよ。じゃあ今一体、原価の評価でいったら、一体幾らの金になっていなきゃいけないかと言ったら、当然足りないということがわかっているんだよ。今のように、まあ言い方悪いけど、井で足りなくなりそうだったら、一般会計から繰出金で出しているということをやれば、言ってみりゃ減るよな。だけど、3年以内に接続しなかったら、接続しなかったら罰金を出してでもやらなかったら、だって、公営企業会計がどんどん痛むだけだよ。どんどん強制を増さなきゃいけなくなるのに、だって、片方で。まあ、きょう、一般質問のあの写真載せたけど、だって、100万から200万のやつと200万から300万のやつで、全部で61%なんていう所得のときにそれやったら、一体どういう事態になるか。片方で海岸で3億使うだ。まあちょっとした金だよな、だから。大した金じゃねえよ。だけれども、それとこの公営企業やんなくても別に済むんだったら、わざわざ人員まで用意してやる必要はねえじゃんか、だって。3万人だって言うんなら、3万人以下に近えだもん、だって、はっきり言ってよ。どう考えたって3万人割んだよ。わざわざ何で新しいシステムをやって、それがいいと言えんのよ。全然言えねえじゃん、そんなこと、まるっきり。だから、もっと、きょう聞きましたからオーケーで話じゃねえって。大磯町は3万人超えているけど、やらないと別に選択したっていいんだ。だって、それに今度は、膨大な今ある下水道の資産の評価をどうするかとかってやんなきゃいけねえだよ。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 やるためには、条例改正しなきゃいけない。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 いやいや、それだけじゃねえよ。人員を用意しなきゃいけねえとか、いろんなことやって。今、傷んだところはどこなのかとって検査して、順番に直すというんだったら、まだ話はわかるよ。今の財産価値を評価すると言って、資産イコール負債プラス資本だからという形でやっていったら、だって、膨大な上乘せの費用がかかんことになんだよ。今でさえきゅうきゅうで、こないだまで、だって、4億か5億しか工事費やっていなかったものを、今、毎年15億投入していて、それだって年数がたたなきゃ、だって、あと何年かのうちに完成しなきゃって間に合わねえような状況で、それで、業者から何とされている。もし積算が違っていたら、業者泣かせと言って、副町長みずからそれ言ってんだぜ。俺、業者から聞いたけど。そんなのとんでもない事態だって。はっきり言って大磯町は3万3,000だけど、公営企業会計にする必要ない。このままのやり方でやっていけば、人員も即投入しなくて済むし、いずれやるべきときが

来たら、やりゃあいいやな、そりゃ。もうこれで終わりだと言うならいいけど、終わらないと言うんだったら、もっと話長くなるよ。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 もうございませんか。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 とんでもねえよ。

(「なし」の声あり)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。じゃあ、質疑を終了します。

それでは、その他として委員から特に御意見がなければ、これをもちまして総務建設常任委員会協議会を閉会いたします。本日は、長い間ありがとうございました。御苦労さまでした。

(午後 4時59分) 散会
